

2 丁		法務省									大場亮太郎	
		年	月	日	事	項					名	
	平成九月一一日	法務省刑事局付に併任する 法務大臣秘書官事務取扱に併任する										
	一〇											
	一六	七	三〇	法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する 法務省オウム真理教信者等社会復帰対策調整担当官を免ずる								
	二二	四	一一	大蔵事務官（国税庁調査监察部）に併任する	國	稅	法	務	省			
	一			鉄路地方検察庁検事に配置換する	鐵	路	大	場	亮	太	郎	
	一三	八		鉄路区検察庁上席検察官を命ずる	鐵	路	事	務	大	場	亮	
	六	四	八	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	法	務	事	務	大	場	亮	
	二九	一	八	大蔵事務官（国税庁調査监察部）の併任を解除する	國	稅	事	務	大	場	亮	
				鉄路区検察庁検事に併任する	鐵	路	檢	察	大	場	亮	
				東京地方検察庁検事に配置換する	東	京	檢	察	事	務	大	
				標津区検察庁上席検察官を命ずる	標	津	檢	察	事	務	大	
				鉄路区検察庁検事の併任を解除する	鉄	路	區	檢	察	廳	場	
				法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）に併任する	法	務	事	務	檢	察	亮	
				標津区検察庁検事の併任を解除する	省	府	廳	廳	廳	廳	太	

3 丁		法務省		年		月		日		事項		大場亮太郎	
	一八		リ	一七	リ	一一	三〇	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する	リ	内閣	リ		
	四		リ	一八	一	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する	リ	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する	リ	内閣	リ		
	一		リ	充てる	法務省大臣官房参事官に充てる	リ	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する	リ	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する	リ	内閣	リ	
法務省大臣官房司法法制部司法法制課総合法律支援準備室長に充てる		内閣		法務省		内閣官房地方分権推進室参事官を命ぜる		かねて法務省大臣官房司法法制部司法法制課総合法律支援準備室長に充てる		内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する		内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）を命ぜる	

法務省									年 月 日	事 項	大場亮太郎
平成一八	四	九	退職手当は支給しない	辞職を承認する	ことを解く						
二四	二三	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(国家公務員退職手当法第七条の二第四項)	〃	法務省
一	一	一	四	一	一〇	日本司法支援センター本部事務局次長に任命する	日本司法支援センター本部総務部長に併任する	内閣官房地方分権推進室参事官を免ずる	内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)の併任を解除する	内閣	法務省
一七	一八	一六	一	一	三一	辞職を承認する	退職手当は支給しない	(職員退職手当規程第一一条第三項)	日本司法支援センター	法務省	大場亮太郎
法務省大臣官房秘書課長に充てる	法務省矯正局総務課長に充てる	東京地方検察庁検事の併任を解除する	東京地方検察庁検事に併任する	検事一級(東京高等検察庁検事)に任命する	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	大場亮太郎

5 丁			法務省						大場亮太郎		
			年	月	日	事項			法務省	法務省	名
二九	一八	一七	二〇一四	一一〇	一	最高検察庁検事に配置換する			法務省大臣官房付に充てる		
七	九	一〇	二〇一四	一二	二	法務省大臣官房秘書課長に充てる			内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する		
二七	五	二	二〇一四	一	一	かねて法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）に充てる			内閣官房法曹養成制度改革推進室長を命ずる		
			二〇一四	九	一	法務事務官（法務省大臣官房付）に併任する			内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する		
			二〇一四	一七	九	法務省大臣官房付に充てることを解く			内閣官房法曹養成制度改革推進室長を命ずる		
			二〇一四	一七	九	法務省大臣官房付に併任することを解く			内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する		
			二〇一四	一七	九	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する			内閣官房法曹養成制度改革推進室長を免ずる		
			二〇一四	一〇	一	津地方検察庁検事正に配置換する			内閣官房法曹養成制度改革推進室長を免ずる		
			二〇一四	一〇	一	法務事務官（法務省大臣官房付）の併任を解除する			内閣官房法曹養成制度改革推進室長を免ずる		
			二〇一四	五	一	最高検察庁検事に配置換する			内閣官房法曹養成制度改革推進室長を免ずる		
			二〇一四	五	一	最高検察庁総務部長を命ずる			内閣官房法曹養成制度改革推進室長を免ずる		
			二〇一四	九	九	法務省	内閣	法務省	内閣	法務省	大場亮太郎

6 丁

法務省

年

月

日

事

項

大場亮太郎

平成三〇

一
二三一最高検察庁公判部長を命ずる
最高検察庁総務部長を免ずる

三一

一
一八最高検察庁公判部長を命ずる
最高検察庁総務部長を免ずる
法務総合研究所長に充てる

法務省

ノ

法務省

項

法

務

省

名